

公益通報者保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みなば（以下「この法人」という。）における法令等違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにすることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員・契約社員・有期雇用者・・・臨時雇用者・派遣従業員を含むすべての従業員（以下「従業員等」という。）に対して適用する。

(通報等の方法)

第3条 従業員等は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- (1) 「コンプライアンス」規程に定めるコンプライアンス委員会
- (2) 監事
- (3) 事務局

2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

(不利益処分等の禁止)

第4条 この法人の役員及び従業員等は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと、又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、理事会承認の日(令和7年4月1日)から施行する。